

# 学校感染症（インフルエンザ以外）出席停止について（通知）

※学校感染症に罹った場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。保護者の方が、下記の治癒報告書（出席停止解除願い）を記入し、登校可能となった日に提出下さい。提出されない場合は、欠席扱いとなりますのでご了承下さい。

## 学校感染症 回復届け出書（出席停止解除願い）

南風原町立北丘小学校 学 校 長 殿

年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

1. 受診日と医療機関 ( 月 日 曜日 医療機関名: )
2. 診 断 名 ( )
3. 指示された出席停止期間( 月 日 ~ 月 日 )

上記の通り、出席停止期間を経過し、治癒しましたので登校させます。

平成 年 月 日 保護者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

### 学校感染症一覧表

|             |  |
|-------------|--|
| 第<br>一<br>種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARA）及び鳥インフルエンザ（H5N1）  |
| 第<br>二<br>種 | インフルエンザ・・・発症後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで<br>百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで<br>麻疹（はしか）・・・・・・・・解熱した後、3日を経過するまで<br>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・・腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで<br>風疹（三日はしか）・・・・・・・・発疹が消失するまで<br>水痘（水ぼうそう）・・・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで<br>咽頭結膜熱（プール熱）・・・主要症状の消退後2日を経過するまで<br>結核・・・・・・・・・・伝染の恐れがなくなるまで |
| 第<br>三<br>種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症・手足口病・マイコプラズマ感染症・その他の感染症（治癒するまで。但し、学校医や他の医師が適当と認められる予防処置をした時や症状により感染の恐れがないと認められた時はその限りではない）  |

- ※ 医師と相談の上、お子さんの出席停止期間を厳守下さるようお願いいたします
- ※ 病院受診する以外は、家庭で療養し、家庭内感染予防にも努めましょう。
- ※ 家族に学校感染症の患者がいる児童は、できるだけマスクをして登校しましょう。

